

令和5年度鳥取県人権文化センター人権学習資料（ポスター）のデザインについて

次の1～6を踏まえて作成すること。

- 1 業務の内容を正しく理解し、デザインに反映していること。
- 2 様々な業種で働く人に対して、職場におけるハラスメント（人権侵害）への強い抑止力になるとともに、前向きに意識変容を促せるようなデザインとすること。
- 3 洗練された、スタイリッシュなデザインであること。
- 4 特定の場所や人物を連想させないこと。
- 5 3種類のポスターに統一感を持たせること。1種類のみを掲示しても、3種類全てを並べて掲示しても違和感のないデザインとなっていること。
- 6 見やすいポスターとなるように配慮すること。  
以下の点については特に留意すること。
  - (1) 掲載する文字のフォントは、原則、UDフォント（ユニバーサルデザインフォント）を用いること。  
UDフォント…多くの人に分かりやすく、読みやすいように工夫されたフォント。
  - (2) 多様な色覚に配慮した色の配色やデザインとすること（カラーユニバーサルデザイン）。